



老朽空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した空き家の解体費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

・空き家を解体・撤去する費用



対象経費の1/10

上限 **10** 万円



必ず工事着手前に補助金の申請をしてください。

工事着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を**全て**満たす必要があります。

対象者

- ☐ 空き家の所有者・相続人、土地の所有者(いずれの場合も個人)
- ☐ 市税に滞納がないこと
- ☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- ☐ 江田島市に登録された空き家

※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。

- ☐ 居住で利用されていた空き家(店舗併用も含む)

※解体の対象地番に複数の建物がある場合は、全ての建物を解体すること

- ☐ 市内事業者で解体を行う空き家

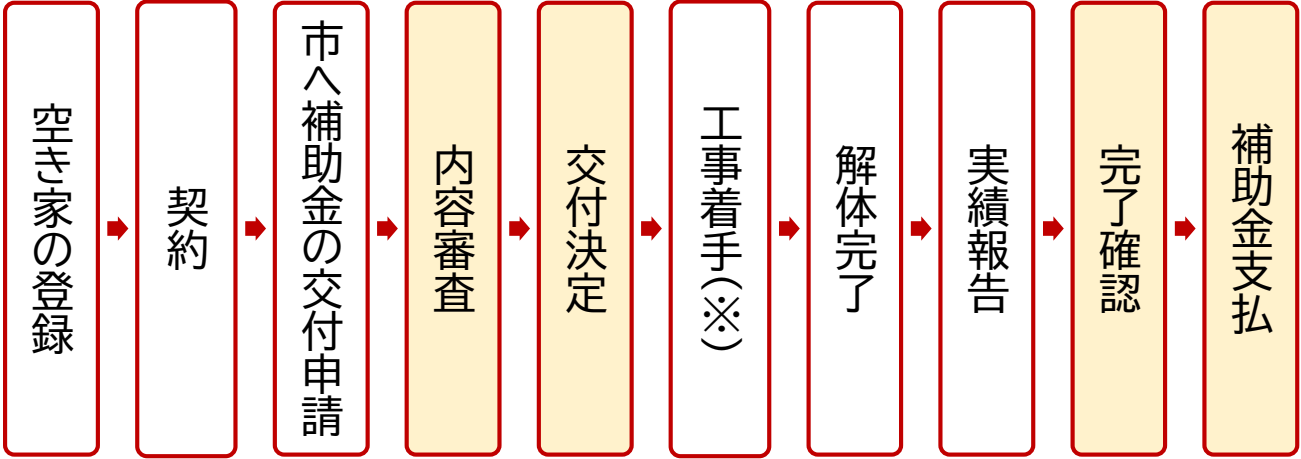
解体後の跡地に本市の特産物の苗木を植えたり、舗装等をする場合には…

除却後跡地適正管理補助が利用できます。

植樹の場合、対象経費の10/10
上限 **3** 万円

舗装の場合、対象経費の1/2
上限 **10** 万円

補助金申請の流れ



※工事着手後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類 **必ず工事着手前に補助金の申請をしてください。**
工事着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	見積書	・地番・金額が確認できる市内事業者で発行されたもの。
3	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可)
4	工事契約書の写し	・契約済みのもの
5	工事計画書	・市HPからもダウンロードできます。
6	建設業法に基づく許可若しくは建設リサイクル法に基づく登録を証する書類	・建設業法の場合、土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの許可を受けたもの。
7	建設リサイクル法の届出書の写し	・受付されたものの写しを提出してください。 ・床面積の合計が80㎡以上であれば届出が必要です。該当しない場合は、不要です。
8	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村のものを提出してください。
9	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限: 3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・解体前・解体中・解体後の写真
- ・再資源化等報告書の写し(建設リサイクル法届出工事の場合)